

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2023年12月20日

日本グロースオーブン

追加型投信/国内/株式



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号

〈照会先〉

フリーダイヤル 0120-048-214

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

| 商品分類 | | | 属性区分 | | |
|---------|--------|-------------------|--------|------|--------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 |
| 追加型 | 国内 | 株式 | 株式 一般 | 年1回 | 日本 |

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

〈委託会社の情報〉

設立年月日:1964年10月6日

資本金:1億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:14,417億円

(資本金、純資産総額は2023年9月末現在)

- この目論見書により行う日本グロースオープンの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年12月19日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2023年12月20日に生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

■ ファンドの目的

信託財産の着実な成長を目的として、積極的な運用を行います。

■ ファンドの特色

- 1** わが国および外国の金融商品取引所等上場(これに準ずるものを含みます。)の株式を主要投資対象とします。
- 2** 株式への投資にあたっては、主としてわが国の金融商品取引所上場株式の中から、企業の収益性、成長性や株式市場のテーマ性を重視して選定した銘柄に投資することにより、売買益の獲得と配当収益の確保を目指します。
- 3** わが国の株式と諸外国の株式との相対的魅力度によっては、信託財産の純資産総額の30%を限度として、外国株式に投資します。
- 4** 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
- 5** 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 6** 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下、有価証券先物取引等といいます。)を行うことができます。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク

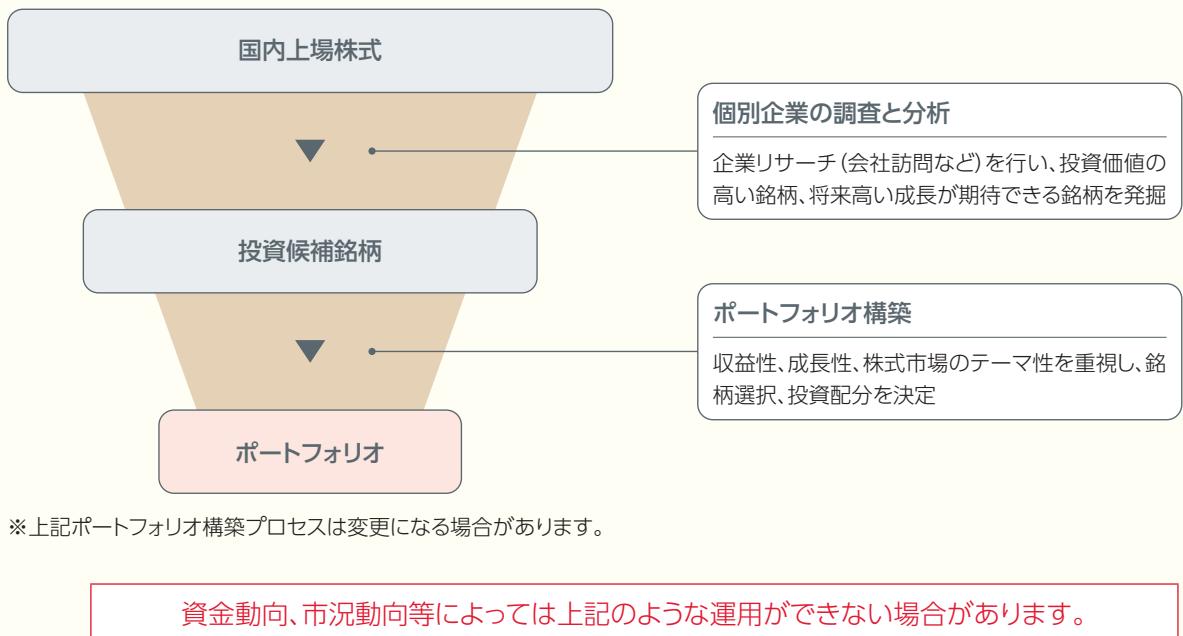


運用実績



手続・
手数料等

ポートフォリオ構築プロセス



● ファンドの仕組み



● 主な投資制限

- 株式への投資には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 有価証券先物取引等は、約款の規定の範囲で行います。

● 分配方針

毎年3月19日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ファンドの目的・特色
- 投資リスク
- 運用実績
- 手続・手数料等

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 基準価額が当初元本を上回っている場合は、原則として元本超過額の全額を分配します。基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案のうえ分配金額を決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内外の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資した場合には、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

● 主な変動要因

株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手続・
手数料等

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

ファンドの
目的・特色投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、2018年10月末を10,000として指数化しております。

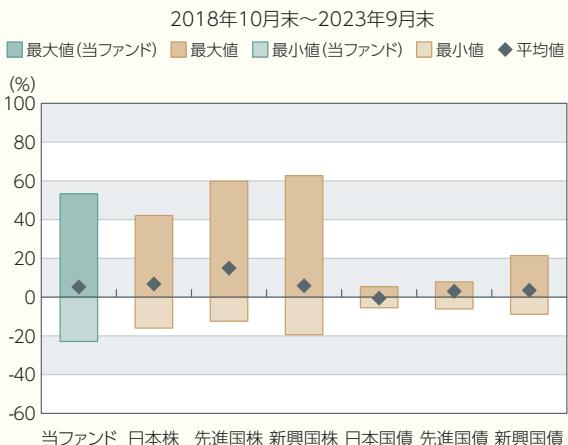
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

*年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指標

| | | |
|------|--|---|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。 |
| 先進国株 | MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) | MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。 |
| 先進国債 | FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス- エマージング・ マーケッツ・グローバル・ ディバーシファイド (円ベース) | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。 |

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

●基準価額・純資産の推移



*基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

*分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

*設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

| | |
|----------|-----------|
| 2023年 3月 | 113.00円 |
| 2022年 3月 | 0.00円 |
| 2021年 3月 | 117.50円 |
| 2020年 3月 | 0.00円 |
| 2019年 3月 | 0.00円 |
| 設定来累計 | 9,135.50円 |

*上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

| 資産 | 純資産比率 |
|-------|---------|
| 株式 | 94.17% |
| その他資産 | 5.83% |
| 合計 | 100.00% |

業種別配分

| 業種 | 純資産比率 |
|--------|--------|
| 電気機器 | 11.39% |
| 情報・通信業 | 9.78% |
| サービス業 | 8.22% |
| 輸送用機器 | 6.85% |
| 医薬品 | 6.37% |

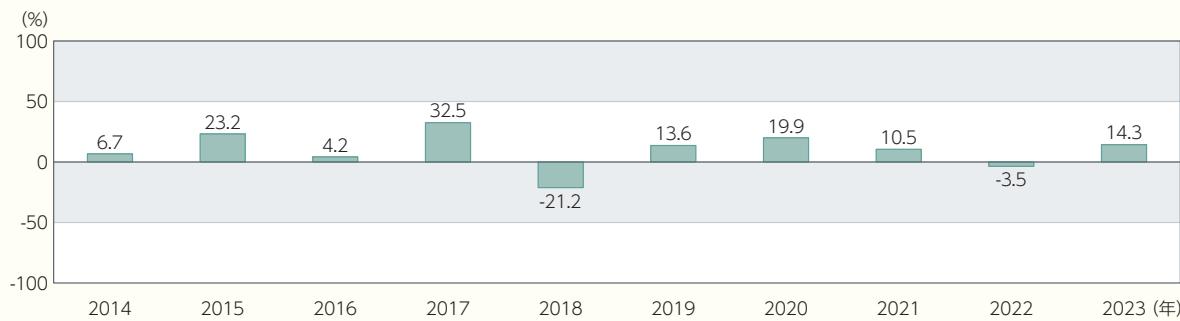
*組入上位5業種です。

組入上位銘柄

*組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

| 銘柄名 | 業種 | 純資産比率 |
|-------------------|--------|-------|
| 日本電信電話 | 情報・通信業 | 5.22% |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 4.75% |
| 日本たばこ産業 | 食料品 | 4.14% |
| オリエンタルランド | サービス業 | 3.37% |
| 日本電気 | 電気機器 | 3.27% |
| 伊藤忠商事 | 卸売業 | 3.14% |
| オリックス | その他金融業 | 3.09% |
| トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 3.09% |
| 東京海上ホールディングス | 保険業 | 2.93% |
| ファーストリテイリング | 小売業 | 2.75% |

●年間收益率の推移(暦年ベース)



*ファンドにはベンチマークはありません。

*2023年は年初から9月末までの收益率を示しています。

*ファンドの年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手数料等

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

■お申込みメモ

| | | |
|----------|-------------------|---|
| 購入時 | 購入単位 | 販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。 |
| | 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額 |
| | 購入代金 | 販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。 |
| 換金時 | 換金単位 | 販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。 |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額 |
| | 換金代金 | 換金申込受付日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。 |
| お申込みについて | 申込締切時間 | 原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。 |
| | 購入の申込期間 | 2023年12月20日から2024年6月18日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。 |
| | 換金制限 | ありません。 |
| | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。 |
| その他 | 信託期間 | 2031年3月19日まで(1996年3月27日設定) ただし、投資者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。 |
| | 繰上償還 | 受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。 |
| | 決算日 | 毎年3月19日(休業日の場合は翌営業日) |
| | 収益分配 | 年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 |
| | 信託金の限度額 | 3,000億円 |
| | 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp |
| | 運用報告書 | 毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。 |
| | 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 原則として、配当控除の適用が可能ですが。 ※上記は、2023年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 |

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | | |
|---------|---|--|
| 購入時手数料 | 購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 購入時手数料率の上限は、2.2%(税抜2.0%)です。 購入時手数料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にご確認下さい。 | ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 純資産総額×年率1.375%(税抜1.25%) | | | | |
|-------------------------|---|--|-------------|----------------------------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 純資産総額 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| | 委託した資金の運用の対価です。 | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 | | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 |
| | 50億円以下に見合う 信託報酬の配分 | 年率0.75%(税抜) | 年率0.40%(税抜) | 年率0.10%(税抜) |
| | 50億円超 100億円以下に見合う 信託報酬の配分 | 年率0.70%(税抜) | 年率0.45%(税抜) | 年率0.10%(税抜) |
| | 100億円超 150億円以下に見合う 信託報酬の配分 | 年率0.65%(税抜) | 年率0.50%(税抜) | 年率0.10%(税抜) |
| | 150億円超に見合う 信託報酬の配分 | 年率0.60%(税抜) | 年率0.55%(税抜) | 年率0.10%(税抜) |
| その他費用・ 手数料 | 監査費用:純資産総額×年率0.0055%(税抜0.005%) | | | |
| | 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。 | | | |

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

ご購入からご換金までの費用のイメージ



購入時



保有期間中



換金時

購入時手数料

販売会社に
直接お支払いする費用

運用管理費用(信託報酬)
その他費用・手数料

投資信託財産から
間接的に負担する費用

信託財産留保額

ありません

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|------------------|----------|--|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時 及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等
に関する非課税制度です。
NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した
公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得
が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一
定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した
公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が
無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するな
ど、一定の条件に該当する方が対象となります。
また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品
を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができま
す。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上
記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金に関する記載は、2023年9月末現在のものです。税法
が改正された場合には変更になることがあります。税金の
取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されるこ
とをお勧めします。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手
続
・
手
数
料
等

